

「四半期開示の見直しに関する実務検討会」  
設置要綱

株式会社東京証券取引所

1. 目的

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下「DWG」という。）において、2022年6月の報告では、金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信の間の内容面での重複を解消し、両者を「一本化」することを通じて、コスト削減や開示の効率化を図る方向性が示された。その上で、「一本化」にあたっては、開示のタイミングや投資者における広い利用状況等を踏まえ、四半期決算短信に「一本化」することが提言された。また、同年12月の報告では、その具体化における各論点の方向性が示された。
- DWG報告によって示された「一本化」の具体的な方向性に沿った実務の実現に向けて、投資家、上場会社、学識経験者その他の市場関係者の意見を十分に踏まえた検討を行うため、有識者による実務検討会を設置する。

2. メンバー構成

- 投資家、上場会社、学識経験者その他の市場関係者をもって構成する。
- 必要に応じて、オブザーバーを置くものとする。
- 議論のテーマに応じて、必要により、ゲストスピーカーを招聘することがある。

3. 運営方法

- 議事は「非公開」とする。
- 議論の透明性確保のため、開催後遅滞なく、資料及び議事録を、株式会社日本取引所グループウェブサイトを通じて公表する。
- 検討会には、座長を置くものとする。
- 運営事務局は、株式会社東京証券取引所（上場部）が行う。

4. 備考

- あらかじめ、メンバー及びオブザーバーの間では、未公表の資料及び議事内容に関する秘密保持の合意を得るものとする。